

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額
法律相談等	1 法律相談	市民法律相談料	初回無料 二回目以降30分ごとに 5000円から1万円の範囲内の一定額
		一般法律相談料	初回無料 二回目以降30分ごとに 5000円以上2万5000円以下
	2 書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは10万円から30万円の範囲内の額
民事事件	1 訴訟事件 (手形・小切手訴訟事件を除く)・非訴訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件	着手金	事件の経済的な利益の額が300万円以下の場合 … 8% 300万円を超え3000万円以下の場合 … 5%+9万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 3%+69万円 3億円を超える場合 … 2%+369万円  ※着手金の最低額は10万円
		報酬金	事件の経済的な利益の額が300万円以下の場合 … 16% 300万円を超え3000万円以下の場合 … 10%+18万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 6%+138万円 3億円を超える場合 … 4%+738万円
	2 調停事件及び示談交渉事件	着手金 報酬金	1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1 ※着手金の最低額は10万円
	3 契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 … 2% 300万円を超え3000万円以下の場合 … 1%+3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 0.5%+18万円 3億円を超える場合 … 0.3%+78万円  ※着手金の最低額は10万円
		報酬金	事件の経済的な利益の額が300万円以下の場合 … 4% 300万円を超え3000万円以下の場合 … 2%+6万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 1%+36万円 3億円を超える場合 … 0.6%+156万円
	4 督促手続事件	着手金	事件の経済的な利益の額が300万円以下の場合 … 2% 300万円を超え3000万円以下の場合 … 1%+3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 0.5%+18万円 3億円を超える場合 … 0.3%+78万円  ※訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする。 ※着手金の最低額は5万円
		報酬金	1又は5の額の2分の1 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額		
民事事件	5 手形・小切手訴訟事件	着手金	事件の経済的な利益の額が300万円以下の場合 … 4% 300万円を超え3000万円以下の場合 … 2.5%+4.5万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 1.5%+34.5万円 3億円を超える場合 … 1%+184.5万円  ※着手金の最低額は5万円		
		報酬金	事件の経済的な利益の額が300万円以下の場合 … 8% 300万円を超え3000万円以下の場合 … 5%+9万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 3%+69万円 3億円を超える場合 … 2%+369万円		
	6 離婚事件	調停事件 交渉事件	着手金 報酬金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額  ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる	
			訴訟事件	着手金 報酬金	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額  ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。
	7 境界に関する事件	着手金 報酬金	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額  ※1の額が上記の額より上回るときは、1による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。		
	8 借地非訟事件	着手金	借地権の額が5000万円以下の場合 20万円から50万円の範囲内の額		
			借地権の額が5000万円を超える場合 上記の「標準となる額」に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額		
		報酬金	申立人の場合	申立の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
				相手方介入権認容	財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
			相手方の場合	申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。				
財産上の給付の認容	財産上の給付額を経済的利益の額として、1による。				

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額		
民事事件	9 保全命令申立事件等	着手金	1の着手金の額の2分の1。 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。 ※着手金の最低額は10万円	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。	
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たとき 1の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したとき 1の報酬金に準じて受けることができる。		
	10 民事執行事件	執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。 この場合の着手金は、1の3分の1 ※着手金の最低額は5万円。
			報酬金	1の報酬金の額の4分の1	
		執行停止事件	着手金	1の着手金の額の2分の1	
			報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1	
	11-1 破産・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の自己破産 50万円以上 (2)非事業者の自己破産 20万円以上 (3)自己破産以外の破産 50万円以上 (4)会社整理 100万円以上 (5)特別清算 100万円以上 (6)会社更生 200万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※免責申立事件(免責異議申立事件を含む)のみを受任した場合の着手金は左の着手金の額の2分の1、報酬金は左の報酬金の算定方法を準用する。	

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額	
民事事件		報酬金	11に準ずる(この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する) ただし、前期(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。	
	11-2 民事再生事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者 100万円以上 (2)非事業者 30万円以上 (3)小規模個人及び給与所得者等 20万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※民事再生法235条に基づく免責申立事件(免責異議申立事件を含む)の着手金は、左の着手金(2)、(3)の2分の1、報酬金は、左の報酬金の算定方法を準用する。
		執務報酬	再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、協議により、執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を受けることができる。	
		報酬金	11に準ずる(この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。) ただし、再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる。	

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額		
民事事件	12 任意整理事件(11の各事件に該当しない債務整理事件)	着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の任意整理 50万円以上 (2) 非事業者の任意整理 20万円以上		
		報酬金	イ 事件が精算により終了したとき (1) 弁護士が債権取引、資産売却等により集めた配当源資額(債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額。以下同じ)につき 500万円以下の場合 … 15% 500万円を超え1000万円以下の場合 … 10%+25万円 1000万円を超え5000万円以下の場合 … 8%+45万円 5000万円を超え1億円以下の場合 … 6%+145万円 1億円を超える場合 … 5%+245万円 (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき 5000万円以下の場合 … 3% 5000万円を超え1億円以下の場合 … 2%+50万円 1億円を超える場合 … 1%+150万円  ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる。  ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イロに定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。		
	13 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	着手金	1の着手金の額の3分の2の額	※審尋又は口頭審理等を経たときは、1に準ずる。 ※着手金の最低額は10万円	
報酬金	1の報酬金の額の2分の1				
1	起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいう。以下同じ)の事案簡明な刑事事件	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額		
		報酬金	起訴前	不起訴	20万円から50万円の範囲内の額
			起訴前	求略式命令	上記の額を超えない額
		報酬金	起訴後	刑の執行猶予	20万円から50万円の範囲内の額
起訴後	求刑された刑が軽減された場合		上記の額を超えない額		

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額		
刑事事件	2 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上		
		報酬金	起訴前	不起訴	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
				求略式命令	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
		報酬金	起訴後	無罪	50万円を最低額とする一定額以上
				刑の執行猶予	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
				求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額
	検察官上訴が棄却された場合			20万円から50万円の範囲内の一定額以上	
	3 再審請求事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上		
		報酬金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上		
	4 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着手金 報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる。		
5 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着手金	1件につき10万円以上			
	報酬金	依頼者との協議により受けることができる。			
少年事件	1 家庭裁判所送致前及び送致後	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額		
			非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	20万円から50万円の範囲内の一定額以上	
	2 抗告・再抗告及び保護処分の取消		その他	20万円から50万円の範囲内の額	

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額
事件等(手数料の項目)		分類	弁護士報酬の額(手数料額)
裁判上の手数料	1 証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる)	基本	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	2 即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない)	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額が300万円以下の場合 … 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 … 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 0.5%+22万円 3億円以上の場合 … 0.3%+82万円
		示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、民事事件の2、6ないし8による。
	3 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額
	4 倒産整理事件の債権届出	基本	5万円から10万円の範囲内の額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額
5 簡易な家事裁判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの)		10万円から20万円の範囲内の額	
裁判外の手数料	1 法律関係調査(事実関係調査を含む)	基本	5万円から10万円の範囲内の額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額	
裁判外の手数料	2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万円から10万円の範囲内の額
			経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	10万円から30万円の範囲内の額
			経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上
		非定型	基本	経済的な利益の額が300万円以下の場合 … 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 … 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 0.3%+28万円 3億円を超える場合 … 0.1%+88万円
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。	
	3 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	1万円から3万円の範囲内の額
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
		弁護士名の表示あり	基本	3万円から5万円の範囲内の額
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	4 遺言書作成	定型		10万円から20万円の範囲内の額
		非定型	基本	経済的な利益の額が300万円以下の場合 … 20万円 300万円を超え3000万円以下の場合 … 1%+17万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 0.3%+38万円 3億円を超える場合 … 0.1%+98万円
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
		公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。
	5 遺言執行	基本		経済的な利益の額が300万円以下の場合 … 30万円 300万円を超え3000万円以下の場合 … 2%+24万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 1%+54万円 3億円を超える場合 … 0.5%+204万円
特に複雑又は特殊な事情がある場合			弁護士と受遺者との協議により定める額	
遺言執行に裁判手続を要する場合			遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。	



事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額
裁判外の手数料	6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常精算  ※最低額は合併又は分割については200万円、通常精算については100万円、その他の手続については10万円とする。	資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下の場合 … 4% 1000万円を超え2000万円以下の場合 … 3%+10万円 2000万円を超え1億円以下の場合 … 2%+30万円 1億円を超え2億円以下の場合 … 1%+130万円 2億円を超え20億円以下の場合 … 0.5%+230万円 20億円を超える場合 … 0.3%+630万円 ←※
	7 会社設立等以外の登記等	申請手続	1件 … 5万円 ※事案によっては増減額できる。
		交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1000円
	8 株主総会等指導	基本	30万円以上
		総会準備も指導する場合	50万円以上
	9 現物出資等証明(商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明)		1件 … 5万円 ※出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。
10 簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		給付金額が 150万円以下の場合 … 3万円 150万円を超える場合 … 給付金額の2% ※損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。	
11 任意後見及び財産管理・身上監護	(1)契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他(依頼者の財産管理又は身上監護にあたって)把握すべき事情等を調査する場合の手数料 1を準用する。  (2)契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬 (イ)日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合 …月額5000円から5万円の範囲内 (ロ)上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 …月額3万円から10万円の範囲内 ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けることができる。  (3)契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者との事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料 1回あたり5000円から3万円の範囲内		

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額
報酬の種類	区 分		弁護士報酬の額
顧問料	事業者の場合		月額1万5千円～20万円
	非事業者の場合		年額6万円(月額5000円)以上
日当	半日		3万円以上5万円以下
	一日		5万円以上10万円以下